

## 特集にあたって

現代の議会の中核的な機能は立法であるが、行政国家化などの進展により、各国とも議会制定法のみでは行政活動を十分に統制し、国民の代表機関である議会の意思を行政活動に十分に反映させることが困難となってきたのは周知のとおりである。しかし、その一方で、各国の議会やその附属機関には、立法活動を補う行政監視等の多様な仕組みが発達してきたのも事実である。現在も、行政活動が複雑化するにつれて、各国議会の行政監視等の仕組みも進化を続けている。例えば、わが国を見ても、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故について、初めて国会に民間人で組織された調査機関が設置される等の展開を見せているのはその証左といえよう。

そこで、本号では、特に各国議会による行政監視の現状に関する特集を組み、その一端を紹介することとした。

しかし、ここで「立法活動を補う行政監視等の多様な仕組み」と述べたものの、「行政監視」という語一つをとっても衆目の一致する確立した定義は見当たらず、行政監視の活動には議会やその附属機関で実施されるもののほか、行政内部で実施されるもの、行政の外部機関で実施されるもの等がある。本号で特集する議会による行政監視にも行政内部の自己監視活動を前提とするもの等があり、その実態は複雑である。もとより、監視の対象である行政活動が多岐にわたることはいうまでもない。

さらに、議会の行政監視活動が有する機能の実態についても、大統領制、議院内閣制等の各国の統治機構や議会内部の与野党の在り方等の相違を背景として各国ごとに多様であるばかりでなく、各国内でも行政監視の制度ごとにその機能の実態に相違がある。

このような事情から、網羅的な調査は望むべくもないが、本特集においては、アメリカ、EU、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、韓国、中国、オーストラリアの議会のさまざまな行政監視に関する制度について解説する。その際、可能な範囲で、議会の本来的機能である立法機能と行政監視機能との関係についても言及するよう留意した。

わが国においても、行政監視は国会に課された大きな責務であり、国会の両議院は国政調査権を有している。本号の特集が、今後の国会の運営に参考となれば幸いである。

なお、本特集を取りまとめるにあたっては、この問題に造詣の深い平松毅氏（関西学院大学非常勤講師、元大東文化大学法科大学院教授）にオンブズマン制度論を中心とする講演をお願いし、貴重な情報と調査へのご示唆をいただくことができた。この場を借りて心から感謝を申し上げます次第である。

平成 25 年 3 月

専門調査員 海外立法情報調査室主任  
植月 献二